

田沢湖・角館・西木

合併協議会だより

平成16年12月10日発行

Vol.14



第18回 田沢湖・角館・西木合併協議会

新市の事務所の位置について、協議が行われました。

第18回合併協議会が、11月26日（金）午後1時30分から、角館広域交流センターを会場に開催されました。

今回の協議会では、継続協議となっている「新市の事務所の位置について」の協議が行われました。

委員から、具体的な意見が出されましたが、結論に至らず、正副会長の協議により、12月10日に臨時協議会を開催し、事務所の位置の決定方法について協議することとし、継続協議となりました。

なお、新市建設計画（案）については、県との内協議が終了後、正式協議に入るとの報告があり、了承されました。

第18回
合併協議会の報告・協議
・提案事項について

報告、協議された事項は、次のとおりです。

【報告事項】

報告第三十号.....

「平成十六年度田沢湖・角館・西木合併協議会補正予算（第一号）について」

報告第三十一号.....

「新市建設計画（案）について」
 現在、県との「内協議」が行われています。それに伴い、変更された部分についての説明が行われました。

今後内協議が終了次第、「正式協



議」に入ることが報告され、了承されました。

【協議事項】

協議案第六号（継続協議）.....

「新市の事務所の位置について」（協議結果）

始めに、第二回協議会で分庁舎方式とすることで確認されていますが、第三回協議会以降、新市の名称との関係により、継続協議されてきた経過について、事務局より説明がありました。

この後協議に入り、委員からは、「駐車場が一番充実していて、新幹線が止まるし、仙岩峠を越えてくれば県の玄関口にもなっている。そして、国道の沿線であるという分かり

やすさ、環境。そういう観点から考え、田沢湖に暫時事務所を置くという事にしたらどうか。」

「三町村の中心に位置する西木村の現在地は、駐車場も十分あり、庁舎は一番新しいし、最もふさわしいと考えているが、市名の問題で一年半も苦労した。苦渋の選択だが、田沢湖の庁舎にすることに同意したい。ただし、将来の庁舎建設については、角館、西木の住民が納得するような利便性のある場所を選定していただきたい。」

「住民の今後の幸せを考えれば、合併は年度内に決めていただきたい。角館について言えば、人口も一番多く、さまざまな機能もそろっている。」



そして西木については、中間に位置していることです。それぞれの思いは、本当にあったと思うが、それを超えて、提案をしているという事なので、どうかこれを大事にして進めていただきたい。」

「角館の庁舎については、駐車場が狭いということを除けば、官公庁との関係あるいは人口の問題、中心市街地、これらを考えると遜色ない庁舎だと思っている。この点も考え合わせ判断していただきたい。」等の意見が出されました。

また他の委員からは、「三首長で協議して、今日具体的な案を提案して、その提案を持ち帰りそれぞれの町村で協議するべきではないか。」との要望が出されました。

休憩を挟んで、協議を重ねましたが、会長より「三町村長で意見の調整がまだできていないので、今回は提案できない。事務所の位置についての決定の方法について、十二月十日に臨時協議会を開催して、協議したい。」と提案され、継続協議となりました。

提案事項（次回協議事項）

協議案第六十号.....

「事務組織及び機構の取扱いについて」

新市の組織は四部制とし、住民サービスが低下しないように十分配慮します。

各部名と主な課名については次のとおりです。なお、課名等について変更される場合もありますので、ご了承ください。

【総務部】

総務課・企画政策課・財政課・税務課・管財課・国体事務局

【市民福祉部】

市民課・環境防災課・保健課・福祉事務所

【産業観光部】

農林課・商工課・観光課

【建設部】

建設課・都市整備課・下水道課

【収入役】

その他の機関
会計課

【公営企業】

企業局・病院事務局

【教育委員会】

教育総務課・学校教育課・生涯学習課・文化財課

【議会】

【監査委員】

【選挙管理委員会】

【農業委員会】

農業委員会については、平成十七

年七月十九日まで、旧町村にそれぞれ設置されます。

新市の事務組織及び機構は、「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備します。

【新市における事務組織・機構の整備方針】

- 一 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
- 二 住民の声を適正に反映できる組織・機構
- 三 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構
- 四 各庁舎に住民がよく利用する窓口業務を行う「地域センター」を設置する組織・機構
- 五 行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- 六 新市建設計画が円滑に遂行できる組織・機構

地域センターについて

住民に対する窓口業務は、各庁舎で同一のサービスができるようにするため、各庁舎に戸籍、税務、福祉といった住民の日常生活に深く関わる行政サービスや日常的な窓口事務、地域の産業振興や冬期交通確保・災害復旧など緊急性を要する問題などの事務や各地域に応じた諸課題などを現地速決で解決させるため

それを統括する部門として「地域センター」を設置します。

協議案第六十一号

「病院及び診療所の取扱いについて」病院については、新市に引き継ぐものとし、名称を市立田沢湖病院、市立角館総合病院とします。

病院事業については、地方公営企業法の全部適用とし、事務の体制等については合併時までに調整されます。

診療に係る諸証明の手数料（主な文書料）については、合併後に統一するよう調整されます。診療所については、新市に引き継ぐものとし、体制や運営等については合併時までに調整されます。



【各種事務事業の取扱い(その五)】

障害者福祉事業（平成十六年一月二十三日第九回確認）

障害者福祉事業については、次の区分により調整されます。

国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整します。

国又は県等が定める制度で、各町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本的に調整します。

各町村が独自に実施している制度又は事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本的に調整します。

【身障者手帳交付等・相談】

現行のとおり新市に引き継がれます。

・内容

身体障害者福祉法の各種制度を利用するための証票として、交付申請書等を県障害者相談センターへ進達し、身障者手帳を交付します。

・利用料 無料

【身体障害者施設支援費(更生訓練費含む)】

現行のとおり新市に引き継がれます。

・内容
施設入所に係る費用の一定額を支
援費として支給します。

・利用料
本人、扶養義務者の所得に応じて
負担します。

【補装具の交付】

現行のとおり新市に引き継がれま
す。

・内容
身体の部分的欠損、機能損傷を直
接的に補うため補装具を交付しま
す。

・利用料
本人、扶養義務者の所得に応じて
負担します。

【日常生活用具の交付】

現行のとおり新市に引き継がれま
す。

・内容
在宅の重度身体障害者（児）に対
する日常生活の便宜を図るため用具
の給付、貸与を行います。

・利用料
本人、扶養義務者の所得に応じて
負担します。

【更正医療】

現行のとおり新市に引き継がれま
す。
・内容

身体障害者が、日常生活能力又は
職業能力を回復させるために必要な
医療に要する費用を支給します。

・利用料
本人、扶養義務者の所得に応じて
負担します。

【居宅支援費（デイ、ショート、居宅
介護）】

現行のとおり新市に引き継がれま
す。

・内容
身体障害者が、居宅支援を受ける
際の利用費を支援費として支給しま
す。

【社会参加促進事業（自動車改造、
免許取得）】
現行のとおり新市に引き継がれま
す。

・内容
重度身体障害者の社会復帰の促進
を図り、その福祉増進に資するため
助成を行います。

・支給額 県負担で上限が十万円
県事業の窓口取り次ぎ業務です。

【住宅整備資金貸付】

田沢湖町、角館町の例によります。
・内容

身体障害者又は身体障害者と同居
する家族が、障害者向けに居室等を
増改築する場合に、その整備のため

の貸付を行います。

・貸付額 上限百五十万円

【バリアフリー化支援事業】

田沢湖町、西木村の例によります。
・内容

重度身体障害者の日常生活を容易
にするための住宅の改造並びに整備
に対し補助を行います。
・支援費 上限 五十万円

【知的障害者療育手帳交付・相談等】

現行のとおり新市に引き継がれま
す。

・内容
知的障害のある者が療育手帳の交
付を受けることにより、各種援助措
置を受けることができます。

・利用料 無料

【知的障害者施設支援費】

現行のとおり新市に引き継がれま
す。

・内容
知的障害者施設入所に係る調査利
用料と医療費の支援を行います。

・利用料
利用者と扶養義務者の収入状況に
応じ費用負担があります。

【知的障害者グループホーム支援費】

現行のとおり新市に引き継がれま
す。
・内容



共同生活を営むのに支障のない知
的障害者の施設入所を支援します。

・支援費

利用者と扶養義務者の収入状況に
応じ費用負担があります。

【知的障害者居宅支援費（デイ、シ
ョート、居宅介護費）、グループホ
ーム（地域生活援助支援費）】

田沢湖町の例によります。
・内容

知的障害者がデイ、ショート、ヘ
ルパー、グループホームを利用する
場合、居宅支援費受給者証を発行し
支援費を支給します。

・支援費
申請者、扶養義務者の所得により
決定します。

【福祉作業所（負担金）】

現行のとおり新市に引き継がれま
す。

・内容

「仙北北部ふれあいセンターにじ」において作業、生活訓練並びに交流活動を行い、心身障害者の自立と社会生活能力の向上を図ります。

・利用料

本人、扶養義務者の収入状況に応じて一部費用負担があります。

【精神障害者手帳、医療券、相談】

合併時に統合されます。

・内容

精神障害者の自立と社会復帰を促進するため、手帳を発行し福祉サービスを行います。

・利用料

通院医療費は公費負担です。

【精神障害者短期入所】

現行のとおり新市に引き継がれます。

・内容

精神障害者の居宅での介護が一次的に困難となった場合、生活訓練施設等に短期入所の措置を行います。

・利用料

本人、扶養義務者の収入状況に応じて費用負担があります。

【精神障害者ホームヘルプ】

現行のとおり新市に引き継がれます。

・内容

精神障害者が居宅において日常生活ができるよう家庭にホームヘルパーを派遣し、食事・身体の清潔の保持等の介助を行います。

・利用料

生計中心者の課税状況に応じて費用負担があります。

【精神障害者作業所】

現行のとおり新市に引き継がれます。

・内容

家庭及び病院にひきこもりがちな精神障害者の社会復帰を支援するため「角館さくらの会」が運営する角館さくら共同作業所において通所方式による作業訓練及び生活指導等を行います。（田沢湖町、西木村については負担金を拠出しています。）

・利用料 無料

高齢者福祉事業（平成十五年九月二十六日第六回確認）

老人保健福祉計画については、新市において新計画を策定します。

高齢者福祉事業の各制度については、サービスの低下を招かぬように調整されます。

なお、利用料等の住民負担については、適正な料金となるよう調整されます。

【高齢者敬老金支給】

合併後に再編されます。

【在宅介護支援センター運営】

設置形態は現行のとおりとし、新市に引き継がれます。

【高齢者食生活改善事業】

角館町の例によります。

・時期 月一回程度で随時

・対象者 高齢者やその家族

・内容 講話、実技、調理実習等

・利用料 無料

【生きがい活動支援通所事業】

合併時に再編されます。

・時期 随時

・対象者

六十五歳以上の高齢者（介護保険法上のサービスを受けることが出来ない者）

・内容

日常生活の自立支援と社会的孤独感の解消を図る通所介護サービス（西木村のみ一日滞在、無料送迎）

・利用料

法定の通所介護料金の十%

（田沢湖町、角館町）
三百円/回（西木村）

【緊急通報体制等整備事業】

合併時に再編されます。

（緊急通報装置貸与）

・時期 随時

・対象者

六十五歳以上の一人暮らし、寝たきり老人又はこれに準ずる者、その他

・サービス内容

緊急通報用機器一式を貸与し、緊急時に通報されます。

・運営方式 委託方式

・利用料

月額六百円（田沢湖町）
負担能力に応じて（角館町）
無料（西木村）

【訪問理美容サービス事業】

角館町の例によります。

・時期 年四回

・対象者 おおむね介護度四以上の方

・内容

理容師が出張し、理美容サービスを行う。

・利用料

理美容料金のみ利用者負担



【除排雪事業】

現行のとおり新市に引き継がれます。

・内容

六十五歳以上のみの世帯又は身体障害者手帳二級以上の者のみで構成される世帯に対し、利用者の希望により、自己負担を求め、家屋前の道路に除雪車が残した雪塊を取り除く。

【家族介護慰労事業】

角館町の例によります。

・対象者

介護度四、五の要介護者の家族で一年間サービスを受けずに在宅介護した非課税世帯

・手当額 十万円/年

【介護予防事業】

合併時に再編されます。

・IADL訓練事業（田沢湖町）

・転倒骨折予防事業

（角館町、西木村）

・アクティビティ・痴呆介護教室

（角館町）

【介護用品の支給】

合併時に再編されます。

・対象者

在宅で介護度四、五の方を介護している家族等に対して

・サービス内容

世帯の町民税課税状況に応じて介

護用品券を支給する。（田沢湖町）

介護用品（おむつ）を支給する。

（角館町）

介護用品等を支給する。（西木村）

【生活管理指導事業（指導員派遣）】

現行のとおり新市に引き継がれます。

・対象者

介護保険法のサービスを受けることができない者の中で、日常生活を営むのに支障がある者

・サービスの内容

訪問による身体・家事介護

・利用料

介護保険制度規定の訪問介護料金の十%

合併時に再編されます。

・対象者

介護保険法のサービスを受けることができない者の中で、介護を要するが介護者が介護できない者等

・サービスの内容

施設における短期の宿泊

・利用料

介護保険制度規定の短期入所生活介護料金の十%

合併時に再編されます。

・対象者

介護方法や介護予防及び介護者の健康づくりを研修・習得する。

・利用料 無料

【家族介護教室】

合併時に再編されます。

・対象者

高齢者を介護している家族・援助者等

・内容

介護方法や介護予防及び介護者の健康づくりを研修・習得する。

・利用料 無料

【家族介護者交流事業（元気回復事業）】

合併時に再編されます。

・対象者

在宅で介護している家族に対して

・サービスの内容

聴講、日帰り旅行、施設見学等、介護者同士の交流を図る。

・利用料 無料

【介護予防プラン作成事業】

角館町、西木村の例によります。

・対象者

要介護状態になる危険因子の高い方等

・サービスの内容

介護予防プランを作成する

・利用料 無料

【高齢者共同生活支援事業】

西木村の例により存続されます。

・対象者

家庭の事情で養護を必要とする六十五歳以上の高齢者

・サービスの内容

冬期間、施設で共同生活をする

・利用料 二千二百円/一人/日

【食の自立支援事業（利用調整及び配食サービス）】

合併時に再編されます。

・対象者

一人暮らし又は老人世帯等

・サービスの内容

手作り夕食弁当を提供し、安否を確認、指導します。

・利用料

二百円/一食（角館町）

百円/一食（西木村）

【高齢者実態把握事業】

現行のとおり新市に引き継がれます。

・内容

個別訪問により地域の高齢者の実態把握し、介護ニーズの評価、要介護状態の予防を行います。

【高齢者住宅整備資金貸付金】

角館町の例によります。

・対象者

六十五歳以上の親族である高齢者と同居する者で、高齢者の専用居室等の整備を必要とし、自力で整備を行うことが困難な者

・サービスの内容

資金貸付をします。

・貸付金額（限度額）

百五十万円/一戸

6

【はり、灸、マッサージ施術費助成】

- 田沢湖町の例によります。
- 対象者 五十歳以上
- サービス内容
- 施術費の助成を行う。
- 助成金額
- 施術一回につき八百円（年六回まで）

【敬老式】

合併時に再編されます。

【老人クラブ関係】

現行のとおり新市に引き継がれます。

- 単位老人クラブ二十三団体（田沢湖町）
- 単位老人クラブ十七団体（角館町）
- 単位老人クラブ十一団体（西木村）

各老人クラブ連合会

【地域ケア会議】

合併時に再編されます。

【老人施設入所】

現行のとおり新市に引き継がれます。

- 内容
- 養護老人ホームへの入所措置
- 入所判定委員会設置

【老人憩いの家】

田沢湖町部分については存続され

ます。

- 内容

田沢湖町岡崎地区の老人クラブ等高齢者に対し個人からの寄付である住宅を老人憩いの家として管理する。

【梅園】

現行のとおり新市に引き継がれます。

- 内容

寄付金で造園の梅園管理を老人福祉のため、三老人クラブと町で行っている。

【在宅老人等在宅介護手当支給事業】

合併時に再編されます。

- 対象者

在宅で常時介護している家族

- サービス内容

実態調査のあと、適当と認められる場合、在宅（寝たきり）老人等介護手当を支給する。

- 支給額

- 八万四千元/年（田沢湖町）
- 二十四万円/年（角館町）
- 十二万円/年（西木村）

【老人健康増進事業】

角館町の例により調整されます。

- 対象者 六十五歳以上の者
- サービス内容

温泉入浴料を助成する。

- 支給内容 利用者のみ 五回/年

【徘徊高齢者家族支援サービス事業】

合併時に廃止されます。

【金婚式】

合併時に廃止されます。



建設関係事業（平成十六年二月二十七日第十回確認）

都市計画マスタープラン及び都市計画区域については、新市において新たに策定されます。なお、それまでの間は現行どおり引き継ぎ運用します。

【都市計画関係事業】

（都市計画マスタープラン）

新市において新たに策定します。

（都市計画区域）

新市において新市域の均衡が図られるよう新たに区域を設定します。

（都市計画審議会）

新市において、新たに都市計画審

議会を設置します。

（都市公園）

新市に引き継ぎ、管理の適正化、効率化に努めるものとします。

田沢湖町

- 生保内公園（野球場、テニスコート、サブ広場、すもっ場、管理棟）

角館町

- 丸山児童公園
- 岩瀬児童公園
- 松木内川河川公園（河川緑地）
- 花場山公園（いこいの森）
- 古城山公園（いこいの森）
- 落合河川公園（河川緑地）
- 落合運動公園

（都市公園使用料又は占用料）

合併時に角館町の例に統一されま

す。
 町村道については、すべて市道として引き継ぐものとします。なお、新市においては、市道認定基準を新たに策定します。

【町村道等関係事業】

（町村道）

町村道については、すべて市道として引き継がれます。なお、新市においては、市道認定基準を新たに策定します。

（町村道整備計画）

新市において現計画を見直し、新

計画を策定します。なお、それまでは現計画を引き継ぎます。また、老朽橋梁については、耐荷力上の緊急性、必要性に応じて対応します。

(道路占用料)

三町村に差異がなく、現行どおり新市に引き継がれます。

(街路灯)

設置済の街路灯は従前の管理方法によるものとします。新市においては、原則として道路照明は新市の設置・管理とし、防犯灯は地域の設置・管理とします。

なお、地域設置経費に対する補助制度は、田沢湖町、西木村の例を基本として新たに設けるものとします。

除雪計画については、新市において新たに除雪計画を策定します。

【除雪関係事業】

(除雪計画)

冬期間の安全な道路運行の確保を最優先課題として、新市において新たに除雪計画を策定します。

なお、合併時期が冬期(十一月〜三月)の場合は、当該年度は従前の計画を引き継ぎ運用します。

(除雪機材運用)

新市における除雪作業の効率化及び経費縮減を図るため、直営・委託

方式等の運用方法を見直し、新たな除雪計画に反映させます。

公営住宅及び使用料については、現行どおり新市に引き継ぐものとします。

【公営住宅】

(公営住宅の設置状況)

田沢湖町

- ・武蔵野団地(三十三戸)
- ・公園南団地(十二戸)
- ・神代団地(四戸)
- ・武蔵野中央団地(十戸)

角館町

- ・玉川住宅(九戸)
- ・田中住宅(十七戸)
- ・岩瀬住宅一、二号棟(十戸)
- ・岩瀬住宅三号棟(五戸)
- ・岩瀬住宅四、五、六、十、十一号棟(二十七戸)
- ・岩瀬住宅七号棟(六戸)
- ・岩瀬住宅八、九号棟(十二戸)
- ・菅沢住宅一、二号棟(三十戸)
- ・菅沢住宅三、四号棟(三十戸)
- ・菅沢住宅五、六号棟(三十戸)
- ・さくらぎの里B棟(六戸)
- ・さくらぎの里A、C、D、E棟(二十四戸)

西木村

- ・ニュータウン塚野腰(三十四戸)

(入居資格(主要要件))

- ・同居要件
- ・同居している(しようとしている)親族あり。
- ・住宅種類によっては、独居高齢者も可。
- ・収入要件 月平均二十万円以下
- ・連帯保証人 原則として一人
- ・(入居者募集及び選考)

- ・合併時に田沢湖町、西木村の例に統一します。
- ・三町村に差異がなく、現行どおりとします。
- ・家賃 公営住宅法施行令第二条の規定による額
- ・敷金 家賃の三か月分
- ・(使用料の徴収)
- ・角館町、西木村の例に統一します。
- ・納期 毎月末日
- ・納付方法 納付書及び口座振替
- ・用地取得については、合併後三年を目途に地理的条件を考慮しつつ、公平性・公正性が確保されるよう取得額算定方法を調整します。なお、それまでは現行どおりとします。

第19回 合併協議会(予定)

12月24日(金)
午後1時30分から

西木村
総合開発センター



合併協議会は、どなたでも傍聴できます。皆さんの傍聴をお待ちしています。

事務局より

協議会だより第十四号を発行しました。三月末までの合併に向け、一月末日までに合併申請を行うため、新市の事務所の位置について等の重要案件の協議も大詰めに入ってきました。

合併協議会では、皆様からの、ご意見等も、お待ちしております。お寄せください。

編集・発行/田沢湖・角館・西木合併協議会
〒014-0592 秋田県仙北郡西木村上荒井字古堀田47
TEL 0187-52-5930 FAX 0187-52-5934
HP <http://www.hana.or.jp/~gappei/>
e-mail gappei@hana.or.jp